

第 1 1 回明石市行政評価委員会 議事録

1. 日 時 平成 20 年 11 月 26 日（水） 午後 1 時 30 分～午後 2 時 25 分

2. 場 所 市役所市議会棟 第 3 委員会室

3. 出席者 委員 赤木 紘（市民）
古賀 智敏（神戸大学大学院教授）
坂本 文正（弁護士）
田中 郁生（公認会計士・税理士）
増田 幸美（市民）
事務局 総務部 中島部長
総務部行政改革課
梅木課長、村田係長、橋本係長、石川主事
傍聴者 2 名

4. 議 事 1 指定管理業務評価のまとめ
2 行政評価報告書の作成
3 その他

5. 配布資料

- (1) 平成 20 年度行政評価結果一覧表〔資料 1〕
- (2) 明石市行政評価報告書（指定管理業務編）〔資料 2〕
- (3) 明石市行政評価報告書（事務事業編）〔資料 3〕

6. 議事の内容

(1) 指定管理業務評価結果のまとめ

○古賀委員長

前回の委員会において、所管課ヒアリングを通じた評価を行い、指定管理業務編の報告書（案）をまとめた。

委員各位には、事前に資料提供していたので、これから意見交換をしたい。

○坂本副委員長

前回の委員会からしばらく間が空いているが、今回、資料 1 を拝見するに、少し違和感を覚えた。その原因は、各施設の“市の指導・監督状況”の記載にあるように思われた。

所管課においては、月例、四半期ごとの定期報告によるチェックのほか、実地調査、ミーティングの実施などを行っている。考え方によっては、所管課がますます指定管理者への関与を強めていくのであれば、施設に常駐して指導・監督する、というような事態も想定される。現状における記載内容では、誤ったメッセージを与えかねないと思われる。

ところで、他人の労力を利用する民法の“有名契約”としては、雇用、請負、委任などがあるが、その場合、受託者とその労力提供のあり方や、委託者がどこまで受託者を管理できるのか、またその関与の度合いはどうか、などが重要となる。

そこで、指定管理者制度における“指定”は、“行政処分”であるとのことだが、有名契

約ではどのあたりに位置づけられるのか。私は“請負”と“委任”の間ではないのかと考えている。そうであるのならば、受託者に、業務実施に係る主体性を求めることは、あたかも、その動きを是とする姿勢にもつながり、いかがなものかと思う。また、市としてこの姿勢を是認しているということが、読み取れなくもない。

完全なる請負契約においては、業務遂行中での関与はできない。しかし、指定管理者制度の場合は、それでは市として困るので、業務内容をチェックする訳であろう。

所管課が意識しておくべきこととしては、『指定管理者の存在意義を生かす範囲内での指導・監督とすること』ではないか。でなければ、制度そのものの意義を埋没しかねない危惧がある。

つまり、指定管理者への市の指導・監督は、消極的な面に限られるべきではないか。でなければ、民間のノウハウが生かされない。また、行政改革の大きな流れがある中で、積極的な関与を是認することになれば、“行政改革で仕事を創り出した”というようなことともなり兼ねない。本来、行政は謙抑的なスタンスがないといけない。

以上が全体を読んでいて感じた違和感の元であり、本来、市が目指すべきは、指定管理者の独自性や主体性を阻害しない範囲で指導・監督を行う、ということであろうか。現状ではこの視点が欠けているようだ。このような思惑をどこに入れるか。バランスを取るべく、総括コメントにおいて、一文を入れることを提案したい。

○古賀委員長

指定管理者制度に係る市の指導・監督のあり方及びその位置付けについての提言であり、総括コメントに入れてはどうか、という提案であった。

市は何のために指導・監督を行うのか。現状では、間違った印象を与える可能性も否定できない。指定管理業務の結果責任に対して、市が指導・監督をすべきという必要性は認められる。指定管理者の独立性を損なわない範囲で記載したいと思う。

○事務局

では、委員長と相談の上、総括コメントに入れたいと思う。

○全委員

【異議なし】

○赤木委員

制度が導入され、市と指定管理者は協定を結んでおり、その中で、市と指定管理者の責任分担が規定され、それに基づき所管課が指導・監督を行っている。

つまり、所管課の責任をゼロにする仕組みがないと、所管課は指定管理者へ任せたとはいえない。また、協定書の内容は施設によって異なり、所管課の指導・監督も自ずと違ってくると思う。

○坂本副委員長

対外的には、指定管理者の行為が市の行為とみなされるので、それは事実誤認ではないか。

○事務局

指定管理業務についての最終的な実施責任は、市にかかって来る。協定書においては市と指定管理者との第一義的な責任を規定しているが、それぞれ事案によって異なる。

○赤木委員

1 ページの3 評価方法・6 行目で“その結果は、市議会に報告及び市民に公表されている”とあるが、これはどのような媒体で公表されているのか。

○事務局

市ホームページにおいて、指定管理業務評価に係る一次評価結果を公表しており、本年6

月の各常任委員会でも議会報告している。

○赤木委員

了解した。4 ページ③少年自然の家・5 行目に“夏休みなどの長期休暇前には、合同で施設の安全点検を実施している”とあるが、指定管理者からの事業報告書ではそのような記載はない。所管課と指定管理者が把握している内容に差があるのではないか。所管課と指定管理者との間に温度差があるなど感じた。

○坂本副委員長

“適正”、“適切”、“适当”という言葉に係る使い分けに意味はあるのか。また、“適正”と“適切”はどのような関係なのか。

○事務局

“適正”は施設の管理運営の“全体”に係る水準の確保について、“適切”は評価での妥当性の“部分”を指している。

○坂本副委員長

資料2の4 ページ・上から15 行目、“しかしながら、所管課が指定管理業務に主体的に関わっているかどうかについては懸念されるので、”とあるが、何を意味しているのか。誰かの言いなりになっているという趣旨なのか。

○事務局

“いいなりになっている”という趣旨ではなく、ここでの表現は、所管課が積極的に関与しているかどうか、という趣旨からの記載である。

○坂本副委員長

それでは、“積極的な”という表現の方が判りやすいのではないか。そのほうが誤解を招かないと思う。

○古賀委員長

この辺りの表現も少し検討させていただきたい。

○全委員

【異議なし】

○増田委員

指定管理者制度が H18 年度にスタートして、今年度においては指定管理者が継続かどうかという選定作業の時期にさしかかっている。今回の委員会での指定管理業務の評価は、重要な位置を占めると考えている。“指定管理者と行政の関わりがどうあるべきか”という視点からの報告書は、これが初めてとなるのではないか。つまり、これからの“教科書”になる可能性があるのではないか。この辺りはどう考えるか。

○事務局

国からモニタリングを実施していくよう、全国的に周知されていることである。当然、モニタリングの中身は市によって多少は異なっているが、市として事業を発注している以上、モニタリングしていくのは当然である。

○増田委員

モニタリングに関して文章化されたものは存在するのか。

○事務局

どこまで明確か疑問はあるが、国から示された Q & A などはある。

○坂本副委員長

例えば、指定管理者に対して、報告書の提出回数やミーティングの内容などは記載されているのか。

○事務局

個々のケースによって異なるので、その回数や内容などの細かい記載までではない。

○田中委員

市が管理していくということに関して、私が知っている範囲内では、ゼネコンなどが一次下請けに出すような形態と似ている気がする。

ゼネコンは一次下請けに業務を任せるわけだが、何も関与せず、ほったらかしにしているのは、責任をゼネコンが負うこととなってしまう。関わりがあまりなかった業者とは、ミーティングなどを実施し、かなり手を入れている。そして、業者とある程度の信頼感が出来れば、ミーティングの回数が減っても、任せても安心だというようなことで手を引いている。

指定管理者にしてもまだ2年目なので、やむを得ない気もするのだが。

○事務局

確かに、指定管理者も新たな業務に携わり、市から積極的に関わるということはないが、初期の頃は指定管理者から積極的なアプローチがあり、相談が非常に多かった。

今でこそ、まさに田中委員が指摘するように、指定管理者も業務に慣れ、軌道に乗ってきている。

○古賀委員長

報告書は、指定管理者への指導・監督に対する一つの先例となろうが、その後、更新されていくものであると思う。

○田中委員

指定管理者が変更すれば、積極的に関わることは、しばらく仕方がないと思う。

○事務局

“適正”、“適切”、“適当”の言葉の使い方については、統一したほうが良いのか。

○坂本副委員長

委員長に一任したい。

○古賀委員長

事務局と表現についての検討を行い、改めて委員の皆さんに提示したいと考える。

○全委員

【異議なし】

○事務局

4ページ・15行目、“主体的に関わっているかどうか”については、“積極的”という表現に変更したほうがいいか。

○古賀委員長

そのような表現に訂正したいと考える。

○全委員

【異議なし】

○事務局

赤木委員から指摘があった、4ページ③少年自然の家・5行目に“夏休みなどの長期休暇前には、合同で施設の安全点検を実施している”についてであるが、どのような形で変更を加えればいいのか。

○赤木委員

安全点検を実施しているのに、指定管理者が書き漏らしているということであれば、構わない。

○事務局

施設の安全点検については、次回は正月前の12月に実施予定であるが、基本的には職員と指定管理者が合同でチェックを行っている。

○赤木委員

このままの表現を生かすということで理解した。

○古賀委員長

それでは以上の議論を反映させ、報告書の内容を決定させていただきたい。また、最終の報告書については、私と事務局で調整し、各委員への確認を経て、市長へ提出させていただきたいと考えている。

○全委員

【異議なし】

(2) 行政評価報告書（事務事業編）

○古賀委員長

これは、第9回委員会において協議させていただき、その結果を受け、一部修正等を加え、本日改めて資料提供させていただいた。

○事務局

修正した部分は、“網掛け”させていただいた部分である。また、前回承認いただいた趣旨をできるだけ変更しないように配慮させていただいた。

○古賀委員長

この内容で決定していかどうか、最終確認をお願いしたい。

○坂本副委員長

資料3・1ページ目の上から2行目、「全ての事務事業を評価するのは困難であることから、スケジュールも考慮し」とあるが、全ての事務事業を評価するのは困難である理由というのは様々あり、スケジュールもその一つであると考えられるので“スケジュールも考慮し”は削除したほうがいい。

また、4ページ・③庁舎維持管理事業について、“アメニティ”という言葉があるが、これは一般的な表現なのか。

○事務局

議事録にもあるが、委員会において、“アメニティの向上”という表現が提言されたと記憶しているが。

○坂本副委員長

“快適性”という表現ではどうか。

○事務局

一般的には、その表現の方が分かやすいので、変更したい。

○全委員

【異議なし】

○坂本副委員長

5ページの⑤麻しん・風しん予防接種事業について、“なお書き”以降を削除してはどうか。というのも、これが規則正しい生活である等の内容は指摘しだしたらきりが無い。なぜ、“手洗い”と“うがい”だけなのか。

○赤木委員

予防接種事業ということで、それらを代表しているのではないか。

○事務局

例示としてあげているが、各委員からのご意見をいただきたい。

○坂本副委員長

沢山の理由がある中で、二つ選んだ理由が見当たらない。

○田中委員

現在は実施していないが、今後、“手洗いやうがいの励行”を事業と実施するのか。

○事務局

地域医療課の業務として、病気の発症を未然に防ぐための取り組みが前提としてある。

○坂本副委員長

それでは、予防接種事業の枠外となるのではないか。

○事務局

そうである。事業には直接関連しない。

○古賀委員長

全事務事業について、必要でしょうというようなニュアンスで、なお書きの付帯意見がある。この事業については、削除したいがどうか。

○全委員

【異議なし】

○増田委員

4 ページの②文書管理事務事業について、「なお、今後とも、郵送方法の節減について指導、周知を徹底するなど」とあるが、“節減”という言葉の意味がわかり難い。

○古賀委員長

どういう表現にするのか。“改善”とするか。

○坂本副委員長

では具体的にどういう改善をするのか。内容が重要となる。

○田中委員

なお書き以降が、委員会の意見となっているのか。

○古賀委員長

そうである。このような改善を望むといった、“希望”を表現している。

○田中委員

これは実施できるのか。

○坂本副委員長

“郵送方法の節減について”、とはどのような意味なのか。

○事務局

例えば、県庁への郵便の合送方法など、総務課としては十分に指導出来ていないことがある。また、各課で郵便予算を持っておれば、より一層の取り組みが出来る可能性があるのではないか、との委員会からの意見があった。よって“より”という表現を付けている。

○坂本副委員長

今話を聞くと、“郵送方法の節減”ではなく、“郵送費用の節減”という方がふさわしいのではないか。

○古賀委員長

具体例として明確にするため、“郵送費用の節減”という表現にしたい。

○全委員

【異議なし】

○赤木委員

“民間委託”と“外部委託”という表現は意味内容を分けているのか。4ページ上から5行目に“民間委託”、③庁舎維持管理事業の4行目に“外部委託”、5ページ⑥破碎選別施設運営事業の3行目に“民間委託”とある。

○事務局

“民間委託”という表現に統一したい。

○坂本副委員長

委託先で“官”はないのか。民間委託よりも外部委託のほうが範囲が広いと思う。

○古賀委員長

委託先に“官”が入るのならば、外部委託となろうか。

○事務局

②、③、⑥の事務事業に関しては、委託先に“官”は入らないので、“民間委託”で統一させていただきたい。

○赤木委員

6ページ⑩学校給食一般運営事業、上から4行目にも、“民間委託”とある。

○古賀委員長

では用語を“民間委託”に統一したい。

○全委員

【異議なし】

○古賀委員長

それでは以上の議論を受け、事務事業編の報告書として決定させていただく。

これを持って、今年度の行政評価委員会の予定は終了した。

各委員におかれては、2年間に渡る委員会の運営にご協力いただき、感謝したい。

(3) その他

○事務局

本日の委員会により、決定した報告書を委員長と調整し、後日、市長へ提出いただく。報告書の提出を受け、市としての考え方をまとめ、次年度以降の予算、人事、そして事業の見直しに反映していきたい。

各委員には、後日送付させていただくとともに、市議会に報告後、広報紙と市ホームページにて市民へ公表する。

○総務部長あいさつ

長期間に渡る、事務事業及び指定管理業務に係る評価に携わっていただき、ありがたく思っている。

市としては、議会からもこの取り組みに関する質問も出るなど、外部の委員という客観的な立場から熱心に審査いただいたことで、高い評価をいただいていると認識している。

また、昨年もシビアな評価をいただいたが、これらを糧にして、第一義的には内部でも評価を行うことで、事務事業の改善をこれからも進めていきたい。

○古賀委員長

今回、行政評価の制度設計に関して、内部だけで完結させるのではなく、外部評価委員会という場を設け、外部からの評価を実施したことは、重要な取り組みであるし、また先進的でもあり、明石市の英断であったと思う。

そして、2年間の経験を踏まえ、これらの取り組みを進化させていくことが大事である。私としては、これまでの取り組みを通じて、さらなる明石市の発展に役立てていただくことが喜びである。

最後となるが、各委員から積極的な意見提言をいただいたことに感謝したい。また、事務局の協力があったおかげで、報告書としてまとめ上げることができた。再度、感謝を申しあげたい。

これで第11回行政評価委員会を終了する。